

九頭竜川流域懇談会 運営方針

- (1) 懇談会の運営方針(審議の進め方等)は懇談会で決定する。
また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も懇談会が行う。
- (2) 近畿地方整備局及び福井県は、懇談会から求められた時、河川管理者の立場で懇談会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。
- (3) 議事録の確認について
委員会開催後、議事骨子および議事詳録の内容については委員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。
- (4) 発言者名の公表について
議事のとりまとめに際し、発言者名の入った議事骨子、議事詳録を作成するが、公表にあたっては発言者名は掲載しない。
- 5) 取材方法について
会議風景のTV・ビデオ・写真撮影及び発言の記録については、審議の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とする。